

瀬戸内市認知症高齢者 個人賠償責任保険事業

制度趣旨

認知症高齢者の行方不明時の対策の一環として、認知症高齢者が日常生活における偶発的な事故によって、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負担した場合に備えて、市が保険契約者となり個人賠償責任保険に加入します。

被害者との示談交渉は、原則として保険会社が代行します。また、認知症高齢者本人の同居の家族などが法律上の賠償責任を負った場合は、家族や法定の監督義務者等が補償を受ける対象となります。

制度開始

令和2年10月1日から

対象者

次の要件①②③をすべて満たす者

- ①市ひとり歩き高齢者見守り協力体制に登録している
- ②市高齢者徘徊対策促進事業に登録している
- ③市内に住所があり居住している

手続方法

※対象者の要件①②については、健康長寿課で登録手続きができます。①～③すべて満たした時点で市が保険加入しますので、被保険者の申請は必要ありません。

※対象者の要件を満たさなくなった時には、その事実が生じた日をもって保険加入を廃止します。

※保険事業のみの加入はできません。

補償内容

個人賠償責任保険金額 3億円（免責金額 0円） ※示談交渉サービス付

救援者費用 300万円

死亡・後遺障害保険金額 3万円

保険料

市が保険契約者となる団体契約のため、保険料の本人負担（自己負担）はありません。

引受保険会社

損保ジャパン日本興亜株式会社

補償内容

☆例えば、このようなときに保険の対象となります。

- ・本人が自転車やシニアカーを運転していて事故を起こし、相手にケガを負わせた。
- ・本人が買い物中に店頭の商品を落として壊してしまった。
- ・本人が近所とのトラブルなどで他人をケガさせてしまった。
- ・本人が線路内に立ち入るなどして、電車を止めてしまった。
- ・本人が火事を起こしてしまい、他人の家財に損害を与えた。

※重過失が認められる場合

被保険者の範囲

補償の種類・特約	被保険者の範囲		
	対象者本人	配偶者	対象者本人またはその配偶者の同居の親族※1 ・別居の未婚※2の子
個人賠償責任補償特約	○※3	○※3	○※3
救援者費用等補償特約	○	-	-
死亡・後遺障害	○	-	-

※1 6親等内の血族および3親等内の姻族。

※2 これまでに婚姻歴がないこと。

※3 被保険者が責任無能力者の場合、法定の監督義務者及び監督義務者に代わってその被保険

●万一事故が発生した場合は、30日以内に健康長寿課までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●日本国外で発生した事故の場合のほか、相手の方が引受保険会社と直接折衝することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社での協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

瀬戸内市認知症高齢者個人賠償責任保険事業についての問い合わせ

瀬戸内市 健康長寿課 高齢者支援係

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

Tel:0869-24-8869

【引受保険会社】

損保ジャパン日本興亜株式会社
代理店

C & F company株式会社 東京支店

東京都中央区日本橋人形町3-3-5

天翔日本橋人形町ビル207

T e l : 03-5695-6510